

類別 機械器具 30 結紮器及び縫合器
一般的名称 持針器 JMDN 12726010
一般医療機器

販売名 マーチン 持針器

【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）することは、折損の原因となるので絶対に行わないこと。

*【形状・構造及び原理等】

*組成

ステンレス鋼、チタン合金、炭化タングステン

*形状

本品は持針器の形状をしている。代表例を以下に示す。



*【使用目的又は効果】

縫合時に縫合針を把持する。

使用目的又は効果に関連する使用上の注意

製品に腐蝕、錆などが認められる場合は使用しないこと。

【使用方法等】

本品は、未滅菌品であるので、使用前に必ず洗浄・滅菌すること。オートクレーブを使用して蒸気滅菌する。

滅菌条件	121℃	20 分間
	126℃	15 分間
	134℃	5 分間

**【使用上の注意】

その他の注意

- 1) 使用前に必ず洗浄・滅菌（保守・点検に係る事項参照）すること。
- 2) 折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力（応力）を加えないこと。
- 3) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- 4) 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐蝕の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

- 1) 貯蔵・保管に当たっては、洗浄をした後、腐蝕を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- 2) 滅菌済みのものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに、有効保管期間の管理をすること。

【取扱い上の注意】

製品にキズがつかないように、注意すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- 2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
- 3) 洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェクタ等）で洗浄するときには、他の医療機器と接触して先端を損傷することがないように注意をすること。また、可動部分は、開放して、汚れが落ちやすいようにバスケット等に収納すること。
- 4) 洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
- 5) 洗浄後は、腐蝕防止のために、直ちに乾燥すること。
- 6) 可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤を塗布することを推奨する。
- 7) 使用（滅菌）前に、汚れ、傷、曲がり、可動部の動き等に異常がないか点検をすること。
- 8) 点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。なお、滅菌のためのセット・包装にあたっては、可動部は開放するなど、確実に滅菌できるよう配慮すること。
- 9) 強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。
金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。

【主要文献及び文献請求先】

文献請求先

日本マーチン株式会社（下記）

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

日本マーチン株式会社
東京都文京区西片 1-15-15
TEL03-3814-1431

*外国製造業者 1

カール ライビンガー メディツィンテクニック
有限合資会社
Karl Leibinger Medizintechnik GmbH & Co. KG
ドイツ連邦共和国

*外国製造業者 2

ゲブリューダーマーチン社
Gebrüder Martin GmbH&Co. KG
ドイツ連邦共和国